

# 長野県地域防災計画

## 火山災害対策編

令和7年度 修正案  
新旧対照表

## 第1章 総則

新	旧	修正理由・備考																
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(19) 行政監視 行政相談センター</td><td> <p>ア 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</p> <p>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</p> <p>ウ 特別行政相談所の開設に関すること。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td><td>(NTT東日本株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)</td></tr> <tr> <td>(6) 日本放送協会 (長野放送局)</td><td>気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(19) 行政監視 行政相談センター	<p>ア 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</p> <p>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</p> <p>ウ 特別行政相談所の開設に関すること。</p>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(4) 電気通信事業者	(NTT東日本株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	(6) 日本放送協会 (長野放送局)	気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td><td>(東日本電信電話株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)</td></tr> <tr> <td>(6) 日本放送協会 (長野放送局)</td><td>災害情報等広報に関すること</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	(6) 日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																	
(19) 行政監視 行政相談センター	<p>ア 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</p> <p>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</p> <p>ウ 特別行政相談所の開設に関すること。</p>																	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																	
(4) 電気通信事業者	(NTT東日本株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)																	
(6) 日本放送協会 (長野放送局)	気象予警報等の放送周知に関すること、災害情報等広報に関すること																	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																	
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)																	
(6) 日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること																	
		<p>指定地方行政機関の追加に伴い修正</p> <p>社名変更に伴う修正</p> <p>予警報周知を含めるため修正</p>																

新	旧	修正理由・備考												
<p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6) 放送事業者</td><td> <p>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight)</p> <p><u>気象・地象予警報等の放送周知に 関すること</u>、災害情報等広報に すること。</p> </td></tr> <tr> <td>(7)長野県情報ネットワ ーク協会</td><td> <p><u>気象・地象予警報等の放送周知に 関すること</u>、災害情報等広報に すること。</p> </td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(6) 放送事業者	<p>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight)</p> <p><u>気象・地象予警報等の放送周知に 関すること</u>、災害情報等広報に すること。</p>	(7)長野県情報ネットワ ーク協会	<p><u>気象・地象予警報等の放送周知に 関すること</u>、災害情報等広報に すること。</p>	<p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6) 放送事業者</td><td> <p>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight)</p> <p><u>天気予報及び警報</u>、災害情報等広報に すること。</p> </td></tr> <tr> <td>(7)長野県情報ネットワ ーク協会</td><td> <p><u>天気予報及び警報</u>、災害情報等広報に すること。</p> </td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(6) 放送事業者	<p>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight)</p> <p><u>天気予報及び警報</u>、災害情報等広報に すること。</p>	(7)長野県情報ネットワ ーク協会	<p><u>天気予報及び警報</u>、災害情報等広報に すること。</p>	<p>予警報周知を含める ため修正</p> <p>予警報周知を含める ため修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱													
(6) 放送事業者	<p>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight)</p> <p><u>気象・地象予警報等の放送周知に 関すること</u>、災害情報等広報に すること。</p>													
(7)長野県情報ネットワ ーク協会	<p><u>気象・地象予警報等の放送周知に 関すること</u>、災害情報等広報に すること。</p>													
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱													
(6) 放送事業者	<p>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、㈱上田ケーブルビジョン、㈱Goolight)</p> <p><u>天気予報及び警報</u>、災害情報等広報に すること。</p>													
(7)長野県情報ネットワ ーク協会	<p><u>天気予報及び警報</u>、災害情報等広報に すること。</p>													

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 災害に強いまちづくり</p> <p>b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び<u>退避壕等</u>の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。</p> <p>(エ) 降灰対策</p> <p>活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。</p> <p><u>また大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進についても務める</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 災害に強いまちづくり</p> <p>b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び<u>避難所等</u>の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。</p> <p>(エ) 降灰対策</p> <p>活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><u>ものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 火山災害に強いまちの形成</p> <p>b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、<u>詳細な地形や地形特性及び退避壕等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。</u>その際、各火山の特性を十分考慮するものとする。</p>	<p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 火山災害に強いまちの形成</p> <p>b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、<u>あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努めるものとする。</u>その際、各火山の特性を十分考慮するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(サ) 国関係機関、市町村及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>新総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u>や<u>新物資システム(B-PLo)</u>等に情報が集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p>(全部局)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ク) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>新総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u>や<u>新物資システム(B-PLo)</u>等に情報が集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(ヶ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関</p>	<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(サ) 国関係機関、市町村及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u>に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。(全部局)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ク) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u>に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p><u>(ヶ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進するものとする。</u></p> <p><u>(コ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>内容の整理に伴い削除</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>(ニ) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。</p> <p>(サ) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。</p>	<p>係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>(サ) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。</p> <p>(シ) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。</p>	
ウ【気象庁（気象台）が実施する計画】	ウ【気象庁が実施する計画】	
<p>2 情報の分門整理</p> <p>県及び市町村は、<u>平時</u>より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。</p>	<p>2 情報の分門整理</p> <p>県及び市町村は、<u>平常時</u>より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。</p>	表現の統一に伴う修正
<p>3 通信手段の強化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になり不能となるケースがあった。災害対</p>	<p>3 通信手段の強化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になつたり不能となるケースがあった。災</p>	表現の修正

新	旧	修正理由・備考
<p>策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) <u>NTT東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(カ) NTT東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</u></p> <p><u>また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</u></p>	<p>害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) <u>東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>社名変更に伴う修正</p> <p>内容の整理に伴う追記</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第6節 救助・救出・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救出用資機材の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(エ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び<u>平時</u>からの訓練の実施が行われるよう助言する。</p> <p>(オ)</p> <p>b 警察本部で整備すべき資機材</p> <p>(b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主</p>	<p>第6節 救助・救出・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救出用資機材の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(エ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び<u>平常時</u>からの訓練の実施が行われるよう助言する。</p> <p>(オ)</p> <p>b 警察本部で整備すべき資機材</p> <p>(b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、<u>トイ</u> <u>レカー、給水車、</u>交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>実情に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、<u>平時</u>から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 (2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設<u>や避難所等の情報</u>の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>、<u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）</u>等の活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。（健康福祉部）</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設<u>や避難所等の情報</u>の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>、<u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）</u>等の活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p>防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、<u>平常時</u>から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 (2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に<u>医療施設の診療状況等</u>の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。（健康福祉部）</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に<u>医療施設の診療状況等</u>の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設<u>や避難所等の情報</u>の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>、<u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）</u>等の活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に<u>医療施設の診療状況等</u>の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(キ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や、各種会合出席等の<u>平時</u>の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。(警察本部)</p> <p>ウ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難計画の作成</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) <u>平時</u>における広報</p> <p>(イ) 避難行動要支援者対策</p> <p>市町村は、<u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、</p>	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(キ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や、各種会合出席等の<u>平常時</u>の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。(警察本部)</p> <p>ウ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 避難計画の作成</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) <u>平常時</u>における広報</p> <p>(イ) 避難行動要支援者対策</p> <p>市町村は、<u>平常時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする</p> <p>オ【住民が実施する計画】 (ア) b <u>医薬品</u>や火気などの点検</p> <p>2 避難場所の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は<u>平時</u>から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。 (県有施設管理部局)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時ににおいて、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から、指定避難所の場所、収</p>	<p>避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>オ【住民が実施する計画】 (ア) b <u>救急医薬品</u>や火気などの点検</p> <p>2 避難場所の確保 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は<u>平常時</u>から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。 (県有施設管理部局)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時ににおいて、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から、指定避難所の場所、収</p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は<u>平時</u>から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。(県有施設管理部局)</p> <p>(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要</p>	<p>収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は<u>平常時</u>から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。(県有施設管理部局)</p> <p>(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平常時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要</p>	<p>正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド</u>（以下「段ボールベッド等」という。）、<u>パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u></p>	<p>な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド</u>（以下「段ボールベッド等」という。）、<u>パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考												
<p>第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>令和6年度末</u>現在次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th><th><u>令和6年度末市町村数</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td><td><u>70 (90.9%)</u></td></tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td><td><u>49 (63.6%)</u></td></tr> </tbody> </table> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>NTT東日本(株)</u>等の電気通信事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、<u>NTT東日本(株)</u>等の電気通信事業者との連携を図るものとする。</p>	方式別	<u>令和6年度末市町村数</u>	同報系（一斉通報）	<u>70 (90.9%)</u>	移動系（移動局）	<u>49 (63.6%)</u>	<p>第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>令和4年度末</u>現在次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th><th><u>令和4年度末市町村数</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td><td><u>69 (89.6%)</u></td></tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td><td><u>51 (66.2%)</u></td></tr> </tbody> </table> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>東日本電信電話(株)</u>等の電気通信事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、<u>東日本電信電話(株)</u>等の電気通信事業者との連携を図るものとする。</p>	方式別	<u>令和4年度末市町村数</u>	同報系（一斉通報）	<u>69 (89.6%)</u>	移動系（移動局）	<u>51 (66.2%)</u>	<p>時点修正</p> <p>社名変更に伴う修正</p> <p>社名変更に伴う修正</p>
方式別	<u>令和6年度末市町村数</u>													
同報系（一斉通報）	<u>70 (90.9%)</u>													
移動系（移動局）	<u>49 (63.6%)</u>													
方式別	<u>令和4年度末市町村数</u>													
同報系（一斉通報）	<u>69 (89.6%)</u>													
移動系（移動局）	<u>51 (66.2%)</u>													

新	旧	修正理由・備考
<p>ウ【<u>NTT東日本</u>㈱、(㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画】</p> <p>5 放送施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>ア 日本放送協会（長野放送局）</p> <p>火山災害等に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため<u>平時</u>から放送所や機器等の整備に努めている。</p> <p>イ 信越放送㈱</p> <p>非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して<u>平時</u>から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【日本放送協会が実施する計画】</p> <p><u>平時</u>に実施する災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の転倒防止等の対策、非常電源設備の充実を推進するものとする。</p>	<p>ウ【<u>東日本電信電話</u>㈱、(㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画】</p> <p>5 放送施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>ア 日本放送協会（長野放送局）</p> <p>火山災害等に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため<u>平時</u>から放送所や機器等の整備に努めている。</p> <p>イ 信越放送㈱</p> <p>非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して<u>平常時</u>から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【日本放送協会が実施する計画】</p> <p><u>平常時</u>に実施する災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の転倒防止等の対策、非常電源設備の充実を推進するものとする。</p>	<p>社名変更に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
第24節 土砂災害等の災害予防計画	第24節 土砂災害等の災害予防計画	
第3 計画の内容	第3 計画の内容	
1 土石流対策	1 土石流対策	
(1) 現状及び課題	(1) 現状及び課題	
一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。 特に本県は、糸魚川-静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、令和7年4月1日現在、土砂災害警戒区域（土石流）は6,735区域で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。	一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。 特に本県は、糸魚川-静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、令和5年4月1日現在、土砂災害警戒区域（土石流）は6,715区域で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。	時点修正
4 山地災害危険地対策	4 山地災害危険地対策	
(1) 現状及び課題	(1) 現状及び課題	
山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和7年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,741か所、崩壊土砂流出危険地区4,662か所である。	山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和7年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,741か所、崩壊土砂流出危険地区4,662か所である。	時点修正
5 土砂災害警戒区域等の対策	5 土砂災害警戒区域等の対策	
(1) 現状及び課題	(1) 現状及び課題	

新	旧	修正理由・備考
<p>本県では、令和<u>7</u>年4月1日現在で<u>27,331</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>21,602</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	<p>本県では、令和<u>5</u>年4月1日現在で<u>27,224</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>21,505</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	時点修正

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、<u>平時</u>より連携を強化しておく。</p> <p>第3 計画の内容 2 関係団体との協力体制の整備 (1) 現状及び課題 火山災害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として、被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、<u>平時</u>より連携を強化しておく。 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し、<u>平時</u>より連携を強化しておく。(全機関)</p>	<p>第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、<u>平常時</u>より連携を強化しておく。</p> <p>第3 計画の内容 2 関係団体との協力体制の整備 (1) 現状及び課題 火山災害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として、被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、<u>平常時</u>より連携を強化しておく。 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し、<u>平常時</u>より連携を強化しておく。(全機関)</p>	表現の統一に伴う修正
		表現の統一に伴う修正

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>火山災害における農林水産関係の被害は、降灰による水稻、果樹、野菜等の農作物の生育不良や病害発生、水産物の斃死被害が予想されるとともに、噴火に伴う火碎流等による立木の倒<del>伏</del>・消失や生産・流通・加工施設被害なども予想される。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>火山災害による立木の倒<del>伏</del>・消失防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に<u>より</u>、多様な森林の整備を図る。</p>	<p>第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>火山災害における農林水産関係の被害は、降灰による水稻、果樹、野菜等の農作物の生育不良や病害発生、水産物の斃死被害が予想されるとともに、噴火に伴う火碎流等による立木の倒<del>壊</del>・消失や生産・流通・加工施設被害なども予想される。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>火山災害による立木の倒<del>壊</del>・消失防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に<u>基づき</u>、多様な森林の整備を図る。</p>	訂正

## 第2章 災害予防計画

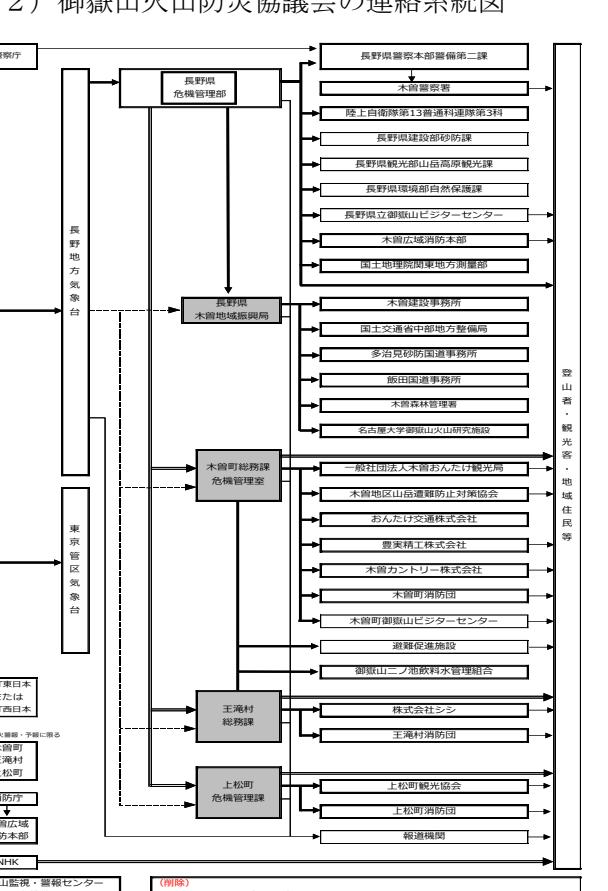
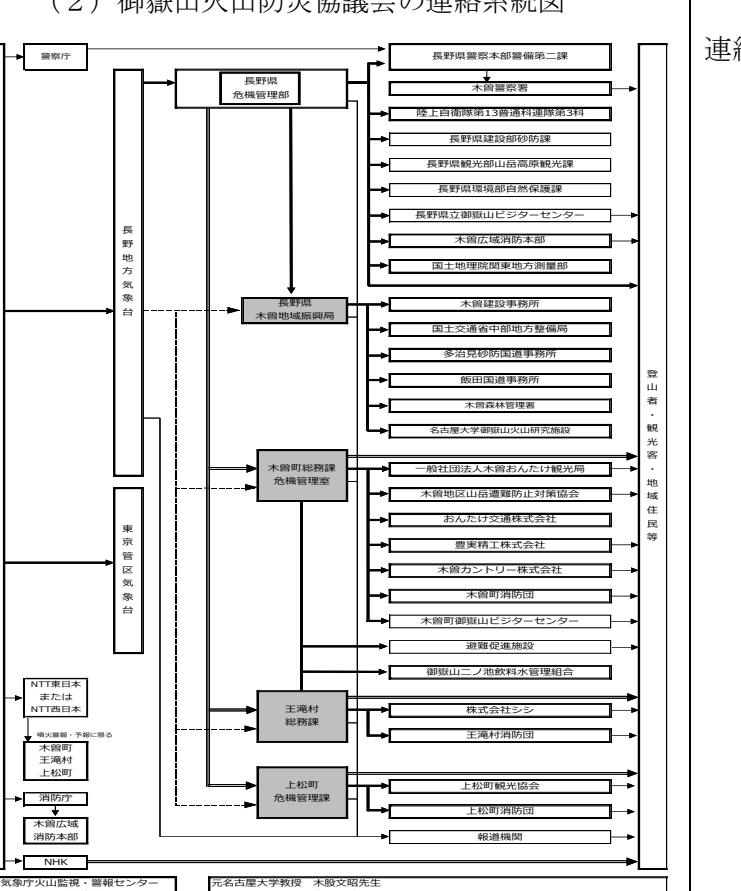
新	旧	修正理由・備考
<p>第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】</p> <p>(ア)</p> <p>r <u>平時</u>から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容</p> <p>エ 【<u>気象庁（気象台）</u>が実施する計画】</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【住民が実施する計画】</p> <p><u>住民は、語り部活動や家庭・地域内の語り継ぎ、防災教育、慰靈祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u></p>	<p>第32節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】</p> <p>(ア)</p> <p>r <u>平常時</u>から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容</p> <p>エ 【<u>気象台</u>が実施する計画】</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【住民が実施する計画】</p> <p><u>住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u></p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の追記</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第39節 火山災害対策に関する調査研究及び観測</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(4) 本県に関する気象庁が常時監視する活火山の観測は、以下のとおり実施されている。</p> <p>オ 草津白根山</p> <p>気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（G N S S）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京<u>科学</u>大学、草津町が必要な観測を行っている。</p>	<p>第39節 火山災害対策に関する調査研究及び観測</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(4) 本県に関する気象庁が常時監視する活火山の観測は、以下のとおり実施されている。</p> <p>オ 草津白根山</p> <p>気象庁が、各種観測装置（地震計、空振計、全球測位衛星システム（G N S S）等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、国土地理院、関東地方整備局、防災科学技術研究所、東京<u>工業</u>大学、草津町が必要な観測を行っている。</p>	名称の修正

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>別紙1 噴火警報・予報等の情報伝達系統図</p> <p>(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図</p> <p>注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項及び第9項の規定に基づく指定機関。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知の権限が義務付けられている伝達経路。 注) 本図及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の場合であることを明記したものに限る。）及び噴火警報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。</p> <p>(2) 火山活動解説資料の伝達系統図</p> <p>(2) 火山活動解説資料の伝達系統図</p>	<p>第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>別紙1 噴火警報・予報等の情報伝達系統図</p> <p>(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図</p> <p>(2) 火山活動解説資料の伝達系統図</p> <p>(2) 火山活動解説資料の伝達系統図</p>	<p>系統図の修正</p> <p>系統図の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図</p> <p>(2) 御嶽山火山防災協議会の連絡系統図</p>  <p>新規連絡機関</p> <p>別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図</p> <p>(2) 御嶽山火山防災協議会の連絡系統図</p>  <p>連絡系統図の更新</p>		

## 第3章 災害応急対策計画

新			旧			修正理由・備考																																																
第2節 災害情報の収集・連絡活動			第2節 災害情報の収集・連絡活動																																																			
第2 活動内容			第2 活動内容																																																			
2 被害状況等の調査と調査責任機関			2 被害状況等の調査と調査責任機関																																																			
(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。			(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設被害</td> <td>市町村・施設管理者</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td>感染症関係被害</td> <td>市町村</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>医療施設関係被害</td> <td>施設管理者</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>給食施設関係被害</td> <td>施設管理者</td> <td>保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）</td> </tr> <tr> <td>商工関係被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局・商工会議所・商工会</td> </tr> <tr> <td>観光施設被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>			調査事項	調査機関	協力機関	(略)	(略)	(略)	廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局	感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所	医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所	給食施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）	商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会	観光施設被害	市町村	地域振興局	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設被害</td> <td>市町村・施設管理者</td> <td>地域振興局</td> </tr> <tr> <td>感染症関係被害</td> <td>市町村</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>医療施設関係被害</td> <td>施設管理者</td> <td>保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工関係被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局・商工会議所・商工会</td> </tr> <tr> <td>観光施設被害</td> <td>市町村</td> <td>地域振興局</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>			調査事項	調査機関	協力機関	(略)	(略)	(略)	廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局	感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所	医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所	<u>(新設)</u>			商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会	観光施設被害	市町村	地域振興局	保健医療福祉調整本部マニュアル及び第3章第3節非常参集職員の活動「健康増進班」の項目に合わせて明記。
調査事項	調査機関	協力機関																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局																																																				
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所																																																				
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所																																																				
給食施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）																																																				
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会																																																				
観光施設被害	市町村	地域振興局																																																				
調査事項	調査機関	協力機関																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局																																																				
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所																																																				
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所																																																				
<u>(新設)</u>																																																						
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会																																																				
観光施設被害	市町村	地域振興局																																																				

新	旧	修正理由・備考
<p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ウ) 市町村の実施事項</p> <p>c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。</p> <p>この場合の対象となる災害は<u>次のとおりとする。</u> なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。</p> <p>(a) <u>自市町村において災害対策本部を設置した災害</u></p> <p>(b) <u>災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害</u></p> <p>(c) <u>(a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害</u> なお、国への報告は、消防組織法第40条に基づく<u>災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。</u></p>	<p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ウ) 市町村の実施事項</p> <p>c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。</p> <p>この場合の対象となる災害は<u>(ア)のdに定めるとおりとする。</u> なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。</p>	<p>火災・災害等即報要領等による基準により直接報告を行う災害事例を明記</p>

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する対策】</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置を講ずることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>a トイレの設置状況・<u>し尿処理状況</u>等の把握、簡易トイレ・トイレカー・トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</p> <p>b 食事供与の状況の把握、栄養バランスの<u>とれた適温の食事の提供</u> (<u>炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具、食料等の確保</u>)</p> <p>c 避難所開設当初から<u>の</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>e 避難の長期化等、必要に応じた避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</p> <p>(c) <u>健康のための入浴施設設置</u>の有無及び利用頻度</p>	<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</p> <p>b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供</p> <p>c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</p> <p>(c) <u>入浴施設設置</u>の有無及び利用頻度</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>(h) ごみの処理状況</p> <p>f <u>家庭動物との同行避難に対する適切な体制の整備（専用スペースの確保等）</u>、家庭動物の受入状況の把握</p> <p>(サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。</p> <p>(シ) <u>指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画</u>を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配</u></p>	<p>(h) <u>し尿及び</u>ごみの処理状況</p> <p>f <u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況<u>を含む避難状況等</u>の把握</u></p> <p>(サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。</p> <p>(シ) <u>指定避難所の運営における女性の参画</u>を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に<u>配慮する</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所等における女性や<u>子ども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子ども</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(ス) 指定避難所等における女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子供</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	表現の修正
<p>(テ) やむを得ず<u>避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p>	<p>(テ) やむを得ず<u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正
<p>(二) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、<u>避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する</u>よう努めるものとする。</p>	<p>(二) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、<u>避難所の開設状況等を適切に県に報告する</u>よう努めるものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 広域一時滞在の対応</p> <p><u>b 市町村間の情報共有等</u></p> <p><u>被災市町村は、広域一時滞在の受入先市町村との間で、被災住民に関する情報共有を確実に行うものとする。また、受入先市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>c 広域的避難収容活動の実施</u></p> <p>政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を<u>行い、避難所の早期解消に努めることとする。</u></p>	<p>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 広域一時滞在の対応</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>b 広域的避難収容活動の実施</u></p> <p>政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を<u>行う。</u></p> <p>なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用され</p>	国の防災基本計画に合わせて修正
		国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。 <u>(危機管理部、建設部)</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性や子ども・若者を始めとする</u>生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p>	<p>ない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。 (建設部)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性を始めとする</u>生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p>	<p>追記</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 土砂流出、泥流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）・<u>T E C – F O R C E アドバイザー</u>を派遣し、<u>T E C – F O R C E パートナーとの連携等により</u>、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</p> <p>また、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等は、被災状況を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において、活動を実施する場合や、<u>避難所等における給水支援等を実施する場合</u>には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p>	<p>第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</p> <p>また、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、被災状況を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において、活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第35節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るととともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒<del>伏</del>した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。</p> <p>第3 活動の内容 1 農水産物災害応急対策 (2) 実施計画 エ 【住民が実施する対策】 (イ) 作目別の主な応急対策 b 果樹 (a) <u>ブロワーでの払落しや散水などにより</u>灰の除去を図る。  c 野菜及び花き (a) <u>ブロワーでの払落しや</u>散水・水洗いを実施し、灰の除去を図るものとする。</p>	<p>第35節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るととともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒<del>壊</del>した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。</p> <p>第3 活動の内容 1 農水産物災害応急対策 (2) 実施計画 エ 【住民が実施する対策】 (イ) 作目別の主な応急対策 b 果樹 (a) <u>散水して</u>灰の除去を図る。  c 野菜及び花き (a) 散水・水洗いを実施し、灰の除去を図るものとする。</p>	訂正
		『農作物等災害対策指針』第1のII「災害別応急技術対策」の記述に合わせて改訂